

多治見市スポーツ協会表彰規程

(目 的)

第1条

多治見市のスポーツ振興に著しく貢献したもの及びスポーツ大会において優秀な成績を納め、他の模範となったものについて本規程により表彰する。

(表彰の種類)

第2条

- (1) スポーツ勲功賞
- (2) スポーツ功労賞
- (3) スポーツ功績賞
- (4) スポーツ栄誉賞
- (5) 特別優秀選手賞
- (6) 優秀選手賞

(受彰の資格)

第3条

表彰は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) スポーツ勲功賞
ア. 本会の役員（会長、副会長）として6年以上、会の発展に寄与したもの。
- (2) スポーツ功労賞
ア. 本会の役員（理事、監事、評議員）として10年以上所属し、スポーツ振興に著しく功績のあったもの。
イ. 加盟団体の役員（会長、副会長、理事長）として10年以上所属し、スポーツ振興に著しく功績のあったもの。
- (3) スポーツ功績賞
ア. 加盟団体の役員（理事、監事等）として20年以上所属し、スポーツ振興に著しく功績のあったもの。
- (4) スポーツ栄誉賞
ア. 日本代表として国際大会に出場したもの。
イ. 日本記録樹立又は全国大会において3位以内に入賞したもの。
- (5) 特別優秀選手賞
ア. 県代表として東海大会以上の大会に男子10年、女子6年以上出場したもの。
イ. 全国大会において6位以内に入賞したもの。
- (6) 優秀選手賞
ア. 県代表として全国大会に出場したもの。
イ. 県大会において優勝したもの。
ウ. 東海大会で3位以内に入賞したもの。

(表彰の時期及び副賞)

第4条 表彰の時期及び副賞は、次のとおりとする。

- (ア) 表彰は、毎年市民総合体育大会の際に行う。ただし、特に必要があると認めときは、その都度行うことができる。
- (イ) 副賞は、記念章とする。

(選 考)

第5条

選考は、多治見市スポーツ協会又は加盟団体（会員）から推薦されたものを、理事会の審査を経て会長が表彰する。

第6条

第3条以外で功績のあったものは、本会会長が推薦し、理事会の議決を経て表彰することができる。

(感謝状)

第7条

本会に、多額の金品を寄附した法人、及び個人に対し、感謝状を贈る。

多治見市スポーツ協会表彰規程内規

第3条関係

- | | |
|-------------|--|
| (1) スポーツ勲功賞 | 現職にあるものは、推薦の対象とならない。 |
| (2) スポーツ功労賞 | 同賞での再表彰はおこなわない。 |
| (3) スポーツ功績賞 | 同賞での再表彰はおこなわない。 |
| (4) スポーツ栄誉賞 | |
| ア. 日本代表 | 交流試合、親善試合を除く。 |
| イ. 全国大会 | 種目団体が主催する選手権大会、国民体育大会、実業団大会、高体連大会、中体連大会。 |
| (5) 特別優秀選手賞 | |
| ア. 年 数 | 継続でもよい。 |
| イ. 全国大会 | (4) のイに準ずる。 |
| (6) 優秀選手賞 | |
| ア. 全国大会 | (4) のイに準ずる。 |
| イ. 県大会 | 県体育大会、都市体育大会、種目選手権大会、高体連、中体連大会。 |
| ウ. 東海大会 | 中部・西日本も適応する。 |

※小学生の扱い

- ・ 種目団体の組織として、定期的な活動がなされている団体及び個人とする。
- ・ 大会は、県内の統一大会であることとする。

表彰の方法

- (1) 第3条の(5)(6)においては、団体の場合は監督賞も含むものとする。
- (2) 団体の場合は、チーム表彰とともに個人表彰もおこなう。

推薦の手続き

- (1) 加盟団体は、第2条に該当するものがあるときは、毎年市民総合体育大会以前に推薦書を本会会長宛に提出しなければならない。
- (2) 中学、高校の部の推薦については、各学校長の推薦により、中体連、高体連が提出するものとする。
- (3) 小学生は加盟団体長の推薦による。